

令和4年度

第3回島根県公共事業再評価委員会議事録

令和4年10月24日(月)

島根県

令和4年度 第3回島根県公共事業再評価委員会議事録

件名	令和4年度 第3回島根県公共事業再評価委員会
日時	令和4年10月24日(月) 13:10~16:10
場所	ホテル白鳥 鳳凰の間
出席者	<p>●委員 今井順一、上野和広、常國文江、寺田哲志、豊田知世、 長廻英夫、松浦俊彦、三輪淳子、吉岡有美 (敬称略)</p> <p>●県 土木部 次長、土木総務課長 道路建設課 企画調査 GL、国道建設 GL、県道建設 GL 河川課 河川海岸整備 GL 砂防課 砂防保全 GL 都市計画課 街路公園 GL 他 農林水産部 参事 水産課基盤整備室 計画 GL 事務局 技術管理課長 他</p>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・議事次第 ・令和4年度第3回島根県公共事業再評価委員会出席者名簿 ・令和4年度公共事業再評価対象事業箇所表、位置図 ・第3回委員会(対応方針の決定)審議フロー ・令和4年度島根県公共事業再評価委員会スケジュール(案) ・宿題・意見等 回答一覧 ・宿題・意見等 回答一覧【別添資料】 ・意見具申(暫定案)

1. 開会
2. 挨拶（土木部次長）
3. 委員・出席者紹介
4. 議事

<再評価委員会について>

◎委員会が成立していることについて、事務局から報告

<審議フローについて>

○（事務局）本日の委員会は、開催通知で御案内のとおり、これまでの審議内容を踏まえて、県の対応方針が妥当なのかを決定していただく委員会となっております。対象事業1箇所ごとに審議を行っていきます。県の事業課から、審議箇所の宿題返しと追加で説明する必要であれば行います。その後、これまでの審議内容と本日の宿題等の返しなどの回答を踏まえて、担当委員のほうから県の対応方針に対して御意見をいただき、担当委員以外の方の委員からも補足の意見をいただきながら、必要に応じて県からも発言をして、最終的に委員会として対応方針を決定していただきます。本日は、このようなフローで審議をお願いしたいと思います。

<議事録署名者の指名>

◎会長が議事録確認者を指名

<議事進行>

○（事務局）これからの進行は、委員会設置要領第5条第1項の規定により、会長のほうをお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

<会長挨拶>

○（会長）皆さん、お疲れさまです。今日も、長くなりそうですが、大事な審議ですのでしっかりやっていきたいと思っています。

今年度の再評価の対象事業箇所は16箇所あり、全て抽出箇所としています。以前は、数箇所を抽出して審議していましたが、全て審議すべきではないかという意見があり、現在は全てを審議しています。また、昨年度と同じように、現地調査をビデオ視聴で行いました。

そして、今回そのうちの出雲地域の3番大社地区、7番西代工区、14番の湯屋谷川を抽出して、実際に出かけて現地調査を行いました。これも以前は見られる限り現地調査をしていましたが、コロナの対応で全ては行けないという状況です。暑かったですが、皆さんから活発に意見を出していただき、意見具申を作るのにすごく参考になったと思います。

<再評価対象事業箇所の審議>

(1) 宿題返し、対応方針の決定

○(会長) 今日の審議の順番は、まず、事業全般に関係する項目の宿題のお返事をいただくということになっています。資料は宿題・意見等回答一覧と書いてあるA3版です。整理番号1番と、今回の再評価事業と直接関係はないですが、県民にとって大変重要な堰堤の土砂取りについて2ページの整理番号11番、それから、5ページの意見に対する回答、整理番号2番について県から説明を受けたいと思います。

その後、本題の対象事業箇所の対応方針の審議を、議事次第3ページの順で1事業ごとに行いたいと思います。審議のやり方は、先ほど事務局から説明があったとおりです。最初に当該事業と関連する宿題などがあれば、県から説明を受けて、その後、担当委員から県の対応方針に対する意見を述べてもらって、委員会で審議し、最終的に委員会としての対応方針を決定していきます。

県からの宿題などの説明は、第1回、第2回委員会で説明された内容以外のもので、資料の緑色で着色している箇所だけ説明してもらいます。

○(会長) 時間にあまり余裕がないので、最初の事業全般の宿題返しの後、各地区の対応方針の審議にかかる時間、1事業当たり10分間ぐらいを目処に行おうと思っています。それから、15時頃に1回休憩を挟むように考えています。皆様の御協力をお願いします。

では、最初に、宿題・意見等回答一覧の事業全般の3つの宿題返しを、一連で説明してください。質疑応答は、説明後にまとめて取ろうと思います。

それでは、整理番号1番を事務局から説明してください。

【宿題返し 事業全般】

○（事務局） それでは、整理番号1番のところを見ていただきまして、事務局のほうから御説明させていただきます。この質問は、第1回委員会のときにあった質問で、建設業界の労働力不足が原因で公共事業全般の事業の工期が延伸したりとか、影響が出ていないのかという実態を聞きたいという内容でございました。

第1回委員会の後、公共事業を所管する部署、農林水産部、土木部、あと健康福祉部のほうに確認を取りましたが、県内の公共事業においては、労働力不足を理由に事業の工期が延伸になった事例は確認できませんでした。しかし、あらゆる業界で人手不足が問題となっている中で、県内の建設業におきましても就業者数は減少傾向にあり、特に若年層の減少が顕著になっています。別添資料、右上に資料1の1と書いた資料があると思いますが、御覧のとおり、平成17年頃から急に就業者数が減少していることが分かると思います。労働人口の絶対数が少ない中で、島根県では、関係団体等と連携しまして、建設業界に人を呼び込むために建設業界の魅力発信、イメージアップに向けた対策とか、建設業者等が担い手確保育成のために行う事業の経費の一部を補助する取組などを行っております。それについては、3ページに一覧をまとめておりますので、また後で御覧になっていただきたいと思います。

それと、県のほうでは、業界の処遇改善等を図るために週休2日制の導入促進とか、適切な賃金水準の確保、あと社会保険加入の徹底など、公共工事の執行に合わせた取組も行っており、業界の担い手確保の促進に努めているところでございます。以上になります。

続きまして、2ページのA3版の整理番号11番の堰堤の土砂取りについて、まず治山事業の堰堤の土砂取りの考え方を、農林水産部参事のほうから御説明いただきたいと思います。

○（農林水産部参事） 私のほうから、治山ダムについて説明をさせていただきます。資料1の1を御覧ください。

まず、最初に治山ダムの目的、効果について説明をさせていただきます。囲いの中の①にありますように、ダムを設置することで土砂が堆積し、溪床、これは溪流の底になりますけど、この勾配が緩くなりまして、安定することによって、流水による縦、横侵食を防止するということが目的としております。具体的には、まず図1を見ていただきますと、オレンジの部分が元の山でございます、溪床の部分になります。ここに、3箇所ダムを設置しておりますが、これを設置することで茶色の部分に土砂が堆積して、全体の勾配が緩くなると、緩和するということが、この溪流沿いの安定を図っていくものです。図2の左

側を見ていただきますと、縦侵食が、先ほど言いましたように溪床部分、底の部分が、雨が降るたびに削れて、深く掘り下げられるということと、それから左右の山尻の部分が横侵食を受けて、山が崩壊してしまうというおそれがございます。これを、右の図のようにダムを設置することで、そこに土砂が堆積して、それぞれの侵食を防止していくということになります。このような考えでございますので、溪流の土砂などの流出を防止するよりも、安定した山の状態にするということを目的としておりまして、基本的には山を守るということが主たる目的で設置しているものでございます。

次に、治山ダムの堆積土の除去について御説明いたします。基本的な考えとしましては、以前、委員のほうから御指摘がありましたとおり、土砂撤去を行わないことが基本でございますが、2)にありますように、異常堆積があつて、翌年の降雨時にそれが流出するおそれがある場合、撤去を行っているという状況でございます。こちらにつきましては、定期的に点検をしておりますけれども、地元からの通報、災害時の点検などによって、異常堆積が確認された場合に、撤去を行っているものでございまして、平成25年の災害以降、特に度重なる豪雨があり異常堆積が増加しておりまして、撤去の数が増えてきているという状況でございます。ちなみに、例としましては、昨年度、令和3年度の災害関係で、24箇所撤去を実施したということでございます。

最初の目的でも述べましたとおり、山を守るという基本的な考えの下、常時流出する土砂のポケットを確保するということは基本的に行っておりませんが、次の流出につながらないための対応を順次行ってきた状況でございます。

最後に、土砂撤去を想定した道の整備について簡単に述べさせていただきます。近年ですけれども、治山ダム工事などに使用した工事用道路を土地所有者の了解などを得ながら、将来的な維持管理、それから上流の森林整備に活用するため、極力、地形等許せば残す方向に変わってきているということを、追加して御説明させていただきたいと思っております。

裏面を御覧ください。先ほど申しました土砂撤去と、それから工事用道路の残置事例ということで写真を添付しております。一番上が土砂撤去の事例ということで、上が堆積した状況になります。少し見づらいですけど、真ん中にダムがございまして、ダムのところに土砂、流木等が堆積している状況がわかります。これを、中段の状況のように土砂撤去を行っているというところでございます。土砂撤去も幾らか余分なポケットを残すようにしておりますが、あくまでも先ほど申しましたように山を守るということで、横侵食などを受けない程度の範囲で土砂撤去を行っている状況でございます。

それから、一番下の工事用道路の事例ですけれども、左のほうに、2トンダンプ程度が上げられるような工事用道路をそのまま残置して活用するようにしております。それから、右のほうは、少し急勾配になりますけれども、ここは小型クローラー車程度が上れる工事用道路を残置して今後の維持管理に活用しているというような写真でございます。

私からの説明は以上とさせていただきます。

○（砂防課）引き続き、次は砂防堰堤の堆積土砂撤去について、説明をさせていただきます。

資料の11の2ですね、先ほどの治山ダムについての次のページからの説明になります。先ほど治山ダムでは、山を守るという話がありましたけど、砂防堰堤は、土石流などの土砂災害から人命、財産、公共施設などを守ることを目的に設置しております。万一の大雨で土石流が発生した場合に、砂防堰堤で受け止めることで下流へ流れ出る土砂を抑制する、あらかじめポケットを造っておいて、そこへ受け止めるというような役割になっております。砂防堰堤の堆積土砂の撤去についてですが、基本的な考え方については、過去の出水であるとか、それから長年の堆積等で満砂状態と表現しますが、そのポケットが埋まっている場合には、機能回復等の目的でその堰堤内にたまっている土砂を撤去します。下に写真をつけておりますが、左側が埋まっている状態で、右側の写真が土砂を取った後の状態になります。上に図もつけておりますけど、これは横から見た図ですが、砂防堰堤にたまった土砂を取ることで、役割を回復させます。土砂撤去の実施方針ですが、定期点検であるとか、あとは豪雨時の緊急点検、それから地元住民の方からの通報等によって、満砂状態となった砂防堰堤を把握して、緊急性や重要性を考慮して、土砂撤去を実施しているところ です。

それから、最後、一番下に※印をつけておりますが、特に近年では、土砂撤去等の管理を前提とした砂防堰堤が求められておまして、その関係で当初より管理用道路の設置を計画しております。また、堰堤付近に国道とか県道とか市町村道等がある場合には、それを管理用道路の一部として用いるということで、円滑に堆積土砂が撤去できるように計画をしているところです。説明のほうは以上になります。

○（事務局）続いて、事業全般の宿題の最後になります。資料の5ページ緑で着色しています整理番号2番で、これは御意見になります。事業で行った環境配慮の状況報告の数が少ないのではないかと、また具体的に見える化をして推進を図ってほしいという御意見でございます。今回の対象事業の環境配慮の状況については、事前に送付しております緑色の

ファイルの中のインデックスで環境配慮と書いてあるA3版の資料に記載していますが、おっしゃるとおり少ない状況です。生活環境とか自然環境へ及ぼす一般的なマイナス影響要因の環境配慮については、チェックシートのとおり、共通仕様書に基づいて全事業で適切に対応していますが、それ以外の個別配慮事項につきましては、関係法令等に該当する場合とか、地域の実情に応じて実施してきているのが実情でございます。公共事業はできる限り環境配慮に努めることとなっておりますので、委員からいただいた他県の事例のように環境配慮の見える化などに努めながら実施するよう、今後も引き続き検討してまいりたいと思っております。

それと、委員会でこういった取組を紹介するときは、見える化した資料を添付したらどうかと考えているところでございます。以上です。

○（会長）ありがとうございました。

それでは、今の回答の内容について、順番にご意見・ご質問を聞こうと思います。まず一つ目、労働力不足の点について、何か追加で聞いておきたいこととかありましたら、委員の皆さん、どうでしょうか。大丈夫ですかね。ないようですね。

それでは、次、2つ目、治山事業、砂防事業の土砂取りのメンテナンスについて、何か、担当委員、御意見ありますか。

○（委員）どうも資料をありがとうございました。

これは、疑問に思っていたことで、私は地元で災害対応の役をしており、何でだと言って、某土木事務所でそういう話をしたり、土木事業や治水の会議のときにそういう話をした記憶があったもので、お聞きしました。方向として、これだけ雨の降る量が多く、吐き出す量も多くなったら、1つずつ上へ上げる手間はなし、お金もないというイメージが強かったもので、土木部がされている下のどこかで受皿をもって改修し、直接民家とかに影響がないようにしていこうとはならないものか。治山といえども、民家とあまり離れたというイメージはないので、今回、計画段階からここで取るということを頭に置きながら、やっていただければ喜ぶという意味合いでございます。勝手なこと申し上げますけど、どうか今後もこの状況は続くと思っておりますので、よろしく願い申し上げたいということでございます。

○（会長）ありがとうございました。

質問ですけど、安全のチェックというか、パトロールはどれぐらいの頻度でされているのですか。

○（農林水産部参事）大体5年程度、3年から5年程度で一通り見て回るような形になります。基本的に大雨が降った後は主要なもの、比較的規模の大きいものとか、降水量の特に多かった地域といったところは、緊急点検を行っているという状況でございます。

○（会長）折に触れて見ていただいているようですね。よかったです。

○（農林水産部参事）異常気象で雨も多くなり、平成25年以降は特にたまりやすい状況が発生しておりますので、なかなか十分にとまではいかないかもしれませんが、極力、点検などを行いながら、しっかりと対応をしていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

○（会長）ありがとうございました。

それでは、3つ目、環境への配慮が見えてこないという件について、委員さん、何か御意見あったらお願いします。

○（委員）回答ありがとうございます。最初に頂きました環境配慮の表ですけども、こちらを拝見しましても、この個別のシートにいろいろ項目作っていらっしゃいますが、上から2番目の自然エネルギーのところ、この16事業ではこのエネルギーについて配慮している事業はゼロです。その下2つぐらいを見させていただきますと、省エネとか、この雨水の利用とか、お忙しい中なのでチェックをされていないだけかもしれませんが、記載がありません。すごく言葉が悪いのですが、何か環境への配慮をこちらの個別のファイルのほうに探して記載していらっしゃるというイメージを受けまして、積極的に環境配慮をした事業を進めようという感じが、申し訳ないですけど、あまり感じられません。省エネとか自然エネルギーとか、現場でどこまでそれが対応できるのか、もしかしたら難しいのかもしれないですし、ただ頂いた資料では積極的だと感じられなかったです。私は環境面の委員ということで出させていただいておりますので、常日頃からその辺り感じているので、お伝えした次第です。

他県の状況をいろいろ調べましたら、山林に間伐されて放置されている間伐材とコンクリートをうまく組み合わせて壁面をやられたりとか、木の皮とか、そういったものを粉碎して、傾斜地に塗布したりとか、ゴミを出さないとか廃棄物を減らそうとか、いろんな工夫をなさっているように見受けられるところもあるので、ぜひ積極的な取組をお願いしたいです。

もう一つ、しまねグリーン製品、環境を配慮したコンクリート製品の使用ですが、今回お聞きしたところでは、使っていらっしゃる事例を拝見することができませんでしたの

で、その辺りも積極的に使っていただくことで循環が生まれると考えておりますので、よろしくをお願いします。

○（会長）ありがとうございます。

これは全体の話になると思いますが、配慮をもっと積極的に進められないかということ、次長、何か今後の対策とかあれば教えていただけますか。

○（土木部次長）繰り返しになりますが、県は公共事業の環境配慮指針に基づいて、必要なことは行っておりますが、少し見えにくいという御指摘はそのとおりだと思いますので、しっかり見えるように進めていきたいと思っております。

それから、先ほども言いましたけども、一般的な事業はその環境配慮指針で行っておりますが、それ以外のもの、大規模な事業については、いわゆるアセスメントにかけたりもしております。法に基づくアセスメント、県の条例に基づくアセスメント、それから、そこまではいかないものでも、例えば松江北道路は法や条例のアセスメントには該当しませんが、任意の形で環境調査を行って事業を進めるというような取組も行っております。様々な事業の規模に応じて、しっかりと対応していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○（会長）多分、委員さんが言われるのは、今あるものの保全だけでなく、もっと積極的にCO₂削減をしようとかということですよ。

○（委員）そうですね、島根はやっているぞ、という感じが見えないというのが正直なところです。

○（土木部次長）分かりました。

○（会長）県が、県内の公共事業をやるときに率先して、グリーン製品を使いましょうとか決めていけばもっと進むのだろうと、一般の人間はやっぱり思います。そういう積極的さなんだと私も思います。

○（土木部次長）グリーン製品の活用についてもしっかり進めていきたいと思っております。

○（会長）ほかに御意見ないでしょうか。なさそうですね。大丈夫ですね。

どうぞ。

○（委員）環境配慮のチェックリストですが、〇〇県の事例が出ておりました。私は初めて見たのですが、チェックリストは島根県にもありますか。この資料がチェックリストに当たるのでしょうか。

○（事務局）今回資料に付けているA3版のチェックシートは、この委員会独自のものです。県の環境配慮指針に基づいたチェックリストは別にあります。

○（委員）件名ごとにつけて、計画段階で確認していくというスタンスですか。

○（事務局）対象事業であればそうです。

○（委員）ある程度の規模になったら。

○（事務局）そういうことです。

○（委員）どなたかのチェックを受けるっていう形になるのですか。

○（事務局）そうですね、設計段階から地元や関係者と協議しながら行います。

○（委員）もう少しメニューが出てもおかしくないような気がしますけど。何か少しさみしい感じがしました。

○（委員）この表はあまりに数が少ないと思います。

○（会長）お恥ずかしい。

○（委員）一応、チェックシートを作られたからという感じがしました。

○（会長）確かにこのA3版の資料は、空いているところのほうが多いですね。全く何もない項目もありますし。

これは具申案の総括的意見にも書き込んで、知事に会ったときに自分の口からも言っておきます。そのような形でいいでしょうか。

ほかに何か質問とか意見がないようでしたら、事業全般の宿題の審議はこれで終わろうと思います。

【宿題返し、対応方針の決定 水産課関係】

①水産基盤整備事業 浦郷地区

○（会長）水産基盤整備事業 浦郷地区について、水産課からの宿題等の説明はありますか。

○（水産課）質問については、第2回で一通り回答していると思いますので、追加はございません。

○（会長）それでは、担当委員から何か意見等がありましたら、お願いします。

○（委員）ありがとうございます。私も特にないですけれども、先ほど労働力の問題ということで、最初この事業を説明いただいたときに、離島なので労働力の確保が難しく、期間が延びているという説明がありましたが、この離島での労働力の不足の問題によって

工事が長引くのであれば離島での労働力確保というのも、一つ大きな課題なのかなと思った次第です。

あと1点、これは確認ですけど、ここでは浮防波堤が使われていて、2番目の事業とは違う防波堤なのですが、これは用途が違うといいますか、この津波なので浮防波堤で、2番目の事業は、湾が荒れるのを防ぐので違う形の防波堤を使っているという理解でよろしいのか確認させていただけたらと思います。

○（水産課）最初の浦郷のほうで浮防波堤を使っておりますけども、浦郷はもともとその島に囲まれた内海でございまして、そんなに波が高くないところとございまして。浮防波堤は、大きな波に対しては弱いので、あまり波が大きくないところに主に使う防波堤になっておりまして、現地は水深も深いということもありまして、知夫のようないわゆる重力式の防波堤との経済比較の上、比較的安価にできる浮防波堤のほうを浦郷では採用しているということです。知夫のほうは、水深がそこまで深くないので、経済性から重力式を採用しているということになります。

○（委員）何で違うのかと思っていたので、ありがとうございます。

○（会長）ほかの委員の皆さんからは、御意見ないですか。

それでは、県の方針、継続ですが、委員会としても継続でよろしいでしょうか。

〔一同同意〕

②農山漁村地域整備交付金事業 知夫地区

○（会長）続いて、農山漁村地域整備交付金事業 知夫地区、水産課から宿題の回答とありましたらお願いします。

○（水産課）こちらも前回、回答しておりますので追加はございません。

○（会長）では、担当委員から、何か意見がありましたらお願いします。

○（委員）この事業は港の入り口に防波堤を造るとというのが主でございまして、構造もたくさん写真をつけていただきましてよく分かりました。昔だとちょうどこのテーブルのように前がのっぺらぼうのような面で造られ、波がくると真上に上がって、その真上に上がった潮風がこの港に入るものですから、今は穴が空いておりますよね。あれが、波が上に上がらないようにするという新しいブロック工法でございまして。最新の工法で、設計も適切な基準で長さとか幅を決定してございまして、特に異論はなく早く完了していただきたいということで、継続にしております。

○（会長）ほかの委員の皆さんから、言うておくことあるでしょうか。大丈夫ですかね。
では、県の方針、継続ですけれども、委員会としても継続でよいでしょうか。

〔一同同意〕

③農山漁村地域整備交付金事業 大社地区

○（会長）引き続いて、農山村漁村地域整備交付金事業 大社地区です。

水産課のほうから、何か追加で言うておくことあるでしょうか。

○（水産課）宿題・意見等の回答一覧の整理番号6番になりますけれども、1点追加でいただいている御質問がございまして、この事業は島根創生計画の中の産業インフラの整備促進で位置付けられていますが、委員からの質問で、飛砂被害に対する対策であり生活環境の改善が強調されているということで、同じく島根創生計画の中の生活環境保全のほうに主に該当するのではないかと御質問がございましたけれども、これにつきましては、本事業の主な工種というのが、護岸工の整備でございます。その対策で飛砂対策、それから高波、高潮等の対策を含めまして、護岸工の整備が主になっておりまして、基本は産業インフラの整備というところで位置付けております。島根創生計画の産業インフラの整備の中にも、生活環境の改善に資するものという記述もございまして、こちらの産業インフラの整備の位置付けで整備をしております。

○（会長）ありがとうございます。欠席の担当委員の具申書を見て、代わりに、書かれていることをちょっと述べておきます。

地元の協議会の方とも相談され、観光振興も含めて方策、検討されているということで、計画を進めていく意味があるのではないかと御意見です。必要性はあって、B/Cも3.05と高いということで継続とされています。

ほかの委員の皆さんからは、何か御意見はありますか。これは現地を見に行ったところ
です。

お願いします。

○（委員）非常に、現地を見させていただいて理解ができました。先ほどの委員さんの環境配慮のところとも少しかぶりますが、環境配慮の見える化というところで、景観を配慮されて色を抑えた形で整備されていたのですが、可能だったら、地域の木材を使った整備ができたりするのであれば、地元産の資材を使うような工夫もしていただけたらありがたいなと思っております。以上です。

○（会長）水産課、どうでしょうか。

○（水産課）今回が地元産のものを使っているかどうかというのは確認してないですが、今回多くの木材を使うところがあまりなくて、できるだけそういった地元の木材、間伐材とかを利用できるような工事を進めていきたいと思います。

○（会長）何かありますか。

○（委員）多分、メインはコンクリートだと思いますが、柵とか歩道の床とかそういうところから少し見える化をしていきながら、循環型社会の意識もつくっていったらなと考えております。以上です。

○（会長）どうぞ。

○（委員）私もここに行かせていただきましたが、一つ気になりましたのは、松の木を植えられていることが非常に気になりました。これは保てるかなと思って。また維持するのに大変だなあという両面からそういう感じがしました。何か違う木を植えるようなことも少し考慮されてはいかがかと思って、何がいいのか分かりませんが、少なくとも松はダメかと、この地は山に松はありませんし、管理が大変で長もちしないと思います。

○（会長）あそこに何植えたらいいでしょうか。

○（委員）松の話ですか。

○（会長）はい。松よりいいものがありますか。

○（委員）海岸でよく育つのは、葉っぱのトベラというのがありますが、これは背丈が短いです。この事業で約2mの松林をつくるというのは、景観上はいいですけど、ただそれが防風の効果を果たすかといったら、少し幅が足りないですね。それで、弓ヶ浜半島みたいに、高い松が大体8m以上ありますが、ああいう白砂青松という風貌であれば、この大社の飛砂も随分抑えられますけども、これは海岸環境整備事業で、なるべく砂の滞留を止めて、海岸にこの松を植えていくというのが主であって、地元要望としては、砂が飛ばないようにしてくれというのは強いのですが、あの幅でその砂が飛ばないように何の木がいいかと言われても、多分、松のような背丈が高いものでないと、どうしても砂が舞い上がりますので、それを止めようと思うと幅と樹木の高さが必要だと思います。景観上だったらトベラとかそういう海岸によく密生する木が生育は早いと思います。以上です。

○（会長）そういう木があるそうです。

○（委員）高さが足りないということですね。枯れない木だとしたら、そういう木ということですね。ある程度高さを確保しようと思ったら松しかないということですね。

○（委員）現場で聞いたら、ここの松は黒松を少し改良したあまり松くい虫がつかないような、今でいう、ウイルスが侵入しにくい木でどうもあるようです。松だと時間は相当かかりますし、それと風を受けますので、太くはなりません。細く長くは伸びるけども、相当な時間を要すると思います。

○（会長）ありがとうございました。ほかに何か御意見はありませんか。
どうぞ。

○（委員）この黒松は島根県の木だから黒松という感じですか。やはり防砂には良いので松ということですか。

○（会長）では、水産課のほうで。

○（水産課）一般的に松が海岸によくありまして、防砂林に使われているということ、風とかに非常に強いということで、松を選定していると思います。

○（委員）県の木ということでは、あまりはないですね。

○（会長）では、県の方針、継続ですけども、委員会としても継続でよいでしょうか。

〔一同同意〕

【宿題返し、対応方針の決定 道路建設課関係】

④社会資本整備総合交付金事業（主）玉湯吾妻山線 大谷2工区

○（会長）次は玉湯吾妻山線 大谷2工区について、道路建設課から何か追加の報告等ありますか。

○（道路建設課）道路建設課です。第1回の委員会のほうで質問をいただいておりますので、その回答のほうを御説明したいと思います。質問の整理番号でいきますと7番になります。大谷2工区のところでございます。

大谷小学校が閉校になったにもかかわらず、総合評価算定シートで平成26年松江市通学路安全プログラムを理由に評価しているが、その理由を教えてくださいというのが、御質問でございました。

右側に回答のほうを書いておりますけども、まず、この交通安全プログラムを所管しております松江市に対しまして、2つの問いかけをしております。1つ目が現在の旧大谷小学校付近の児童の通学状況、2つ目が大谷小学校統合に伴う松江市の通学路、交通安全プログラムの位置づけを確認いたしました。

まず①番につきましては、別添の資料7の1をつけておりますけども、そちらを御覧いた

だきたいと思います。こちらが、松江市のほうから頂きました旧大谷小学校付近から統合先の玉湯学園に通っている子供たちの通学路の状況でございます。まず、通学の方法としては、スクールバスによって通学をしておられます。現在、旧大谷小学校の校区から通っておられる児童は、全部で13名の方がおられます。下のほうに、大谷工区A区間、B区間と書いていますけども、こちらが今回、再評価の対象となっている事業の工事を行っている区間となります。現在の状況としましては、こういう状況で、旧大谷小学校のところに黄緑色のマーカーがついていると思いますけども、こちらがスクールバスのバス停になっておりますので、この付近の子供たちは、旧大谷小学校に集合して、ここからバスに乗って通学しておられるという状況が確認できました。

続きまして、②番の通学路交通安全プログラムの位置付けですね、統合した後の位置付けを確認いたしました。第1回の委員会的时候は、私たちの認識も十分ではなかったところがありました。再度確認しましたところ、次のページになりますが、こちらが松江市のホームページに載っているページを印刷したものでございます。平成26年度の通学路安全点検というところに、旧大谷小学校のものが載っております。松江市は、学校が多くありますので、毎年度全ての点検ができないということで、年度を区切って点検をしておられます。旧大谷小学校が平成26年のときに点検をした学校だという位置付けになっております。

もう1枚めくっていただきまして、右上に令和4年1月現在と書いた資料があるかと思いますが、確認しましたところ、この旧大谷小学校は統合されたのですが、最新の公表データで、令和4年1月現在というのが載っております。こちらは削除されずに残っております。図面もありまして、まさに今、事業やっている区間につきましては歩道がないので、歩道の整備をするという内容でプログラムが残っております。そういうことで、松江市に確認した結果としましては、現在の交通安全プログラム上も削除しておらず、統合されても必要性は変わっていないということが確認できましたので、総合評価算定シートの通学路安全プログラムによっているというところについては加点をした形で評価をしたいと思っております。宿題の答えは以上でございます。

○（会長）ありがとうございました。

担当委員、今の回答に対して、何かありましたらお願いします。

○（委員）特にはございません。御説明いただきましてありがとうございます。

○（会長）ほかに御意見ありましたら、お願いします。

○（委員）こちらの事業は交通安全事業ということで、従来であれば費用便益費の算出の対象になっていなかったのですが、今年度変更された対応方針に従って改良事業の適用、または事業費が大きいということで、B/Cを算定していただいております。B/Cのほうは0.32と低い値になっておりますけれども、この算出の際に加味されていない交通安全事業に対する便益というものも加味しまして、事業については継続が妥当と判断させていただきました。以上です。

○（会長）ありがとうございます。

ほかの委員から、何か追加で言うておくことありますか。

それでは、継続ということで、委員会で認めてよいでしょうか。

〔一同同意〕

⑤道路交通安全施設等整備事業補助（通学路緊急対策）（主）安来伯太日南線 吉岡工区

○（会長）では、引き続き、安来伯太日南線 吉岡工区について、道路建設課からお願いします。

○（道路建設課）こちらのほうから追加で御説明する事項はございません。

○（会長）では、担当委員、御意見等お願いします。

○（委員）こちらの事業についても、先ほどと同じく交通安全事業となっております。ただ、先ほどと違うのは、こちらの吉岡工区については、改良的要素とか事業費がそこまで大きくないということで、この事業はB/Cの算出をされていない状況にあります。今回の判断としましては、社会的な効果と御説明いただいた内容を踏まえて、継続にさせていただきますけれども、やはりB/Cであるとか、総合評価算定シートといった客観的な指標がない中での判断というのは、なるべくなら避けたほうがいいかなと思っておりますので、客観的な指標で説得力のある説明が行われるような評価方法の改善に期待したいという意見、気持ちを持っております。以上です。

○（会長）安全面に関する評価方法、便益の評価をもう少し進めてほしいという意見が、担当委員から出ていますけど、この点は進みそうですか。

○（道路建設課）交通安全事業につきましては、前回の再評価委員会でも御説明差し上げましたけれども、歩行者の快適性とか安全性とかを便益として評価する算定方法が、確立されていない状況でございまして、当面は、今回御提案させていただいた改良の手法で評価ができるものについて、対象とさせていただくという方向で試行しながら、今後国、

県、また学術研究等の検討状況を着眼しながら、評価の方法の改善の必要性等を検討したいと思っております。

○（会長）ありがとうございます。

現地に行ってみたら、危ないなとすぐ分かりますよね。直したいなと思うのですが、それがなかなか数字にならないということですよね。ありがとうございます。

では、吉岡工区も継続でよろしいでしょうか。

〔一同同意〕

⑥社会資本整備総合交付金事業（主）出雲三刀屋線 上島工区

○（会長）次は、出雲三刀屋線 上島工区について、お願いします。

○（道路建設課）続きまして、出雲三刀屋線 上島工区です。こちらも第1回の委員会で質問いただいておりますので、その御説明したいと思います。

質問の整理番号8番でございます。バイパス区間について、2車線、上下分離など整備方法の考え方について教えてほしいという質問でございました。

回答としましては、別添の資料の8というのを御覧いただきたいと思っております。この上島工区のバイパス区間の整備方法の考え方を、簡単に整理してございます。まず、上にある平面図が、上島工区全体の計画でございますけれども、事業工区内の真ん中にバイパスと書いてある区間が約2kmございます。こちらをバイパスにしている主な理由というのが、下の写真のほう見ていただくと分かると思うのですが、現在の現道、斐伊川の堤防の上に乗っかっている現道ですけれども、そのすぐ下に出雲市の浄水場の水源地が配置してございます。この現道を腹付けして拡幅すると、この水源地にどうしても影響が出て、多大な支障が出るということで、この区間につきましては、赤い点線で書いておりますけれども、バイパスという形で整備をする計画にしております。この区間について、委員から、例えば現道に1車線残して、1車線造るとかそういうことすれば、コスト縮減とかになるのではないかという趣旨での御質問だったと思っておりますけれども、その理由を下のほう①番ということで、簡潔に整理しております。

読み上げますけれども、このバイパス計画区間につきましては、下記理由から上下分離構造は採用しないこととしております。理由としまして、まず1点目、約2kmありますけれども、この区間で事故とか維持修繕工事等がありまして、交通規制、片側交互通行規制などが発生した場合は、片方の分離道とした場合は、片方の道路が止まることとなります。そうす

ると、2km区間全てで片側交互通行の規制をすることになります。2kmを片側交互通行の規制をかけますと、かなりの時間の待ち時間が発生することになりまして、それにより車が相当な台数たまっていくということが想定されます。こちらの路線は、現道でも1万台以上の通行がございまして、さらに商工業、それから観光振興、救急医療等、極めて重要な路線ということもありまして、その影響が相当大きくなるということが想定されますので、このバイパス区間について、上下分離構造というのはなかなか採用しにくいということがございます。

あと、2点目ですけれども、現道で片車線、バイパス部分に片車線となりますと、一方通行となりますので、この地域にお住まいの方がこの道路を利用するとき、大変利便性が悪くなってしまいうことで、なかなか地元同意も得られないのではないかとございます。

3つ目が、維持管理の面ですけれども、道路を2本造ることになりますので、除草等々の維持管理費用も増大するということがございまして、これらのことから、このバイパス区間についての上下分離構造というのは採用しないということで、計画しております。

次のページに、仮にと書いていますが、具体的に検討を過去にしているわけではなくて、今回仮に片車線分をこの堤防の上に乗せた場合はどうだろうかということを検討してみました。その場合、まずこの道路の特殊性というのがありまして、現在の道路は、斐伊川の堤防の上に道路を乗せさせてもらって、占用した形になっています。この道路を改良する場合は、当然、斐伊川の河川管理者と構造等協議する必要がございまして、堤防上に道路を占用する場合には、基準がございまして、※印で書いていますけれども、工作物設置許可基準というのが河川サイドのほうにあります。これに従って構造を決定することになります。河川の堤防が、本来の目的でございまして、図面の左側、川側と書いてあるほうですけれども、こちらにその堤防を管理するための管理用通路というのを設ける必要がございまして、これが、4mの幅が必要でございまして、その右側に片車線分の道路を造ることになりますので、幅員等を足していきますと、管理用通路が4m、それから道路部分で5m少しの幅員が必要となりまして、合計9m少しの幅員が必要になるということになります。現在の堤防の上が、6m程度の幅しかございませぬので、片車線で乗せたとしても拡幅が必要になり、必然的に下の水源地等に影響が出るということで、片側としてもなかなか難しい、構造的に難しいということになります。以上でございます。

○（会長）ありがとうございます。今の話ですけど、これまでの占用は仕方ないという

ことになっていて、新たに改築しようとしたらルールを守ってくださいということになるのですか。

○（道路建設課） そうなります。上島工区の出雲側、それから雲南側、どちらも改良終わっていますが、あちらを走っていただくと、どちら側にも何か歩道があるような感じだと思われるのですが、実は川側は、河川管理用通路といまして、川の管理用、水防等とかに使う河川側の必要なスペースということになっております。歩道ではなく、河川用通路という位置付けになっております。

○（会長） これは、ちょっとした疑問ですけど、今の現道は河川管理道になりますよね。

○（道路建設課） 今の現道は、堤防の上に占用しているという形になります。

○（会長） バイパスができた後は、河川管理道となるのですか。

○（道路建設課） バイパスができた後には、河川管理用通路になると思います。

○（会長） その間の何か細長い土地はどういう使い方をされるのでしょうか。そのまま、田畑のままというようなことでしょうか。

○（道路建設課） 黄色いところは、出雲市の上水道の水源地の敷地です。

○（会長） 全部ですか。

○（道路建設課） 結構な延長、長くその施設がございます。

○（会長） 分かりました。

○（道路建設課） 地下に施設が埋まっている形になっていると思います。

○（会長） これも、欠席した委員の担当ですので、具申案を拝見したのをまとめてお伝えしておきます。

この区間は出雲市と雲南市の中心部を結んでいる主要路線である。過去5年間で、交通事故が9件も起きている。それから、観光地と観光地間のアクセス道路である。バスも通っているし、通学経路の一部でもあるということで、安全性が向上すれば社会的効果は高いと判断し、継続とされています。

委員の皆さん、ほかに御意見ないでしょうか。

では、継続ということでよいでしょうか。

〔一同同意〕

⑦道路交通安全施設等整備事業補助（通学路緊急対策）（一）出雲平田線 西代工区

○（会長） 引き続き、道路建設課の出雲平田線 西代工区について、道路建設課から何か

ありますか。

○（道路建設課）西代工区につきましては、追加で説明等はございません。

○（会長）では、この地区を担当されている委員から、何か意見がありましたらお願いします。

○（委員）現地調査に行かせていただきましたが、特に踏切内ですけど、両方から車が来た場合とか、傘差しで歩行者が歩いた場合、とてもじゃないけど歩行者の歩くところがない。今まで事故がなかったのが不思議なぐらいで、線路に転落してしまうような感じ。だから、案外事故がなくても、捻挫とかそういうようなことがあったのではないかと思います。だから、こういう交通安全の事業は、やはり早急にしていただきたいと思いました。要対策箇所として、11年前に点検されていますが、それから少し時間が経ち過ぎじゃないかなと感じました。以上です。

○（会長）道路建設課のほうで、時間が経ち過ぎたという件について、何か御回答がありますか。

○（道路建設課）今の御意見については、まさにそのとおりだと我々も認識しております。踏切部が危ないということは、まさにそのとおりでございます。まず危険な箇所から対策したいところです。現地調査のときに御説明したとおり、踏切部の用地取得が難航しております。我々も地権者があつての事業推進ですので、なるべく用地交渉のほうをスムーズに進めていきたいと思っておりますが、現実的には進んでいないという事実があります。なるべく早く実施できるように取り組んでいきたいというところでございます。

○（会長）よろしいでしょうか。ほかの委員から、何か御意見ありますか。

それでは、担当委員が継続ということで具申書を出されるようですが、委員会としてもそれでよいでしょうか。

〔一同同意〕

⑧社会資本整備総合交付金事業 国道375号 湯抱2工区

○（会長）引き続いて、国道375号 湯抱2工区について、道路建設課から宿題等に対するお答えはありますか。

○（道路建設課）国道375号 湯抱2工区について、担当委員のほうから整理番号9番の御質問①から⑤で、湯抱2工区前後の湯抱1工区、湯抱バイパスを含む概要等について、御質問を受けております。そして、資料9の1から3を配付させていただいております。

まず、9の1の資料を御覧いただきたいと思います。これが湯抱バイパス、御質問の中である湯抱1工区と同じ工区でございますが、概要をまとめております。国道375号、このたびの再評価で御審議いただいております湯抱2工区の大田市側に隣接する形で位置しております。延長が、ここの真ん中の絵の赤字で記入しております3.6km、全幅8mのバイパス事業でございます。ここは、平成8年度に着手をしております。平成27年の3月20日に全線開通をしております。湯抱バイパスを引き継ぐ格好で今回対象の2工区を、別工区として立ち上げを行って、平成25年度から着手しております。

次に、裏面の資料9の2を御覧いただければと思います。これは、今回対象の湯抱2工区を上から見た絵を、載せさせていただいております。下の航空写真のほうの白い点線が、現道でございます。ピンクの線が計画線となっておりますけれども、旗揚げに示してございますように、現道拡幅、それからショートバイパスを組み合わせる形で事業を計画し、実施をしている状況でございます。両工区とも美郷町の中心部の北側に位置をしております。両工区とも美郷町地内になっております。

次に、資料9の3のほうに、粕湊工区の概要を載せております。粕湊工区は、湯抱2工区よりもさらに美郷町の市街地側に位置をしております。2車線改良と歩道整備のほうを行う事業で、延長が740m、平成27年度に着手をしております。全体事業費が8億円、現在の進捗率が82%となっております。令和6年度の完了の予定で、事業を進めております。

これら、国道375号の湯抱バイパスから湯抱2工区、粕湊工区、これらが一連でつながりますと、美郷町中心部と大田市、また山陰と山陽を結ぶアクセスが大きく向上しまして、地域の活性化に寄与するものと考えて事業を実施しているところでございます。宿題の説明は以上でございます。

○（会長）ありがとうございます。

担当委員から、何か意見をお願いします。

○（委員）先ほど御説明があったとおりです。この対象工区の前後で、前の部分がもう完成して供用開始されている、それから後の粕湊工区と言われるところも、もう間もなく供用開始になるということで、ここだけ、少し時間がかかるということでございます。当然、大変重要な路線ということもありますので、継続して、早期の供用開始をされるべきだと思っております。

○（会長）ありがとうございます。

ほかの委員の皆さん、何か追加ありませんか。

それでは、継続ということでよいでしょうか。

〔一同同意〕

⑨防災安全交付金事業（一）和江港大田市停車場線 鳥井～長久工区

○（会長）引き続き、次は、防災安全交付金事業 鳥井～長久工区について、道路建設課のほうからお願いします。

○（道路建設課）こちらのほうについては、追加で御報告する事項はございません。

○（会長）ありがとうございます。

これは私の担当でしたが、ビデオを見せてもらったら、大変怖い感じの道で、あそこを自分が自転車で走るのは嫌だなという感じになりました。雨の日とか、落ち葉がたまっているときとか、怖いことがすぐ分かりましたので、早めに改良すれば地元の人は喜ぶだろうなと思い、継続と判断しました。

ほかの委員の皆様からは、何か御意見ありませんか。

それでは、継続ということでよろしいでしょうか。

〔一同同意〕

⑩社会資本整備総合交付金事業 国道261号 桜江Ⅱ工区

○（会長）国道261号 桜江Ⅱ工区について、道路建設課から質問等の返答がありましたらお願いします。

○（道路建設課）こちらのほうにつきましても、追加で御報告する事項はございません。

○（会長）では、担当委員から、何か意見がありましたらお願いします。

○（委員）こちら道路の安全ということで、この道路も重要な幹線道路ということと、第1次緊急輸送道路として指定されていますけれども、5年間で3回冠水したり、落石が多くあるということで、非常に危険が多い道路ですので、この事業の完成をもって、安全安心な道路の効果が出ることを期待しております。B/Cは0.48ですけれども、事業実施による社会的な効果が高いというところから、事業継続が妥当だなと判断させていただき、継続としております。以上です。

○（会長）ありがとうございます。

ほかの委員の皆さんからは、何か御意見ありますか。大丈夫でしょうか。

それでは、継続ということで、県の方針どおりにしてよろしいでしょうか。

〔一同同意〕

【宿題返し、対応方針の決定 河川課関係】

⑩侵食対策事業 和木波子海岸

○（会長）次は、河川課の和木波子海岸について、まず、宿題の返答のほうをお願いします。

○（河川課）宿題について御回答させていただきます。

その前に、いま一度、侵食対策の概要について御説明させていただきたいので、資料10-3を御覧いただいてよろしいでしょうか。こちらの浅瀬形成による波の減衰プロセスという資料で、一般的な侵食対策の考え方について改めて御説明させていただきます。

まず、上側の図を御覧ください。人工リーフ建設前の図になります。まず、1番として図面の右側の沖合から波浪が襲来した際に、ある程度水深がある場合、2番のように、ほとんど波は減衰をせずに沖合から護岸まで到達することになります。その結果、3番の越波が発生するといったことになります。また、押し寄せた波は沖合に戻る際に、強い引き波となって砂を沖へ運ぶことになります。これで、4番のように護岸の根本が侵食を受け、さらに水深が深くなる。このような悪循環を繰り返すことで侵食が進行し、やがて護岸が崩壊することになります。このことから、侵食傾向の海岸において越波被害を防止する場合は、護岸のみの整備では不十分であり、人工リーフ等の沖合施設と一体となって整備することが必要と考えております。

次に、下側の図、人工リーフ建設後の図を御覧いただければと思いますが、建設後、どのように波を低減するのかを御説明します。1番のように、同様に沖合から波浪が襲来します。2番のとおり人工リーフによる急激な水深の変化によって、波を砕き、波のエネルギーを低減させる効果があります。こちらのことを強制砕波と呼びます。また、人工リーフに乗り上げた後も浅瀬が続くことで、この浅瀬が波を低減させる効果があります。こちらは3番で表記しております。最終的に、4番となっております越波の防止につながるようになります。また、同様に引き波も弱くなっていることから、砂が沖合に流出することを防止して、養浜等によって形成された浅瀬が安定して維持され、次に来る波の低減にさらに寄与するといった好循環が生まれることになります。このことから、水面下の浅瀬を形成するということが侵食対策において重要となります。

和木波子海岸において、侵食対策の目的は汀線の維持でありまして、陸上の砂浜を前進

させることではなく、水面下にある浅瀬を形成させることで越波を防ぎ、侵食を止めるという計画になっております。こちらの資料で説明したい内容は以上になります。

以上を踏まえまして、事前にいただいた宿題について御回答をさせていただきます。

宿題・意見等回答一覧の4ページを御覧いただければと思います。こちら読み上げると時間が長くなってしまいますので、内容を統合、要約をして御説明させていただきますので、御容赦いただければと思います。

赤字で表記しております①と②、それから、1)、2)、3)、4)、5)について御回答させていただきます。

まず、①番、和木波子工区に養浜をした砂の動きを観測しているかという趣旨の御質問につきましては、毎年、深浅測量といたしまして、沖合まで海底の高さを計測しております。これにより、堆砂状況をモニタリングしており、この結果、和木波子工区では浅瀬が形成されていることを確認しております。

続いて、②番、完成までに令和16年度までかかるのかといった趣旨の御質問につきましては、一般的に海岸工事では、日本海側ですと海がしける冬季では工事を行うことができないことや、構造物が大きくなったり、大型の台船を用いる工事があるなどで、工事費が高額となることが要因で長期化する傾向にあります。和木波子海岸についても同様の理由から、現在の事業スケジュールでは令和16年度の完了を見込んでおります。

続きまして、1)番、和木波子海岸の西側の人工リーフ5基と水尻川の東側の突堤2基による砂の堆砂効果が出ているかといった趣旨の御質問につきましては、2)番の人工リーフのかさ上げ理由と工法に関する御質問と併せて、1)と2)を併せて回答させていただきます。

別添資料の10-2を御覧ください。こちらは、先ほど申し上げました、毎年行っている深浅測量の結果を基に作成した水深図になります。緑や黄色の位置は浅い箇所、青や赤になるほど深い箇所を表しています。人工リーフ5基は、事業区間で示しております比較的浅い、浅瀬を形成と文字が書いてありますけれども、その沖側にある、青い水色の丸や、緑色の丸い物体が人工リーフの5基になります。

御覧いただいたとおり、人工リーフ5基と陸上の間で、西側では比較的浅瀬を形成していることが確認いただけるかと思います。東側が比較的深いことに関しましては、そもそも人工リーフの天端が、東側2基は西側の3基に比べて天端高が低いということがありまして、効果が弱いことから、この2基のかさ上げを計画しているところでございます。工法につきましては、現在設計中でありまして、適切な工法を検討しているところでござ

います。

続きまして、3)番、冬季風浪がまともに当たる箇所、和木波子工区に養浜を行うことに効果があるのかといった趣旨の質問につきましては、突堤や人工リーフと一体となって養浜を実施しております、深浅測量の結果から浅瀬の形成を確認しております。また、着手前にこの地区であった越波被害について低減されていることを確認しております。

続きまして、4)番、和木波子工区の背後にある市道の安全対策として護岸工事を実施すべきではないかといった趣旨の御質問につきましては、先ほど資料の10-3で御説明したとおり、護岸工事のみでは不十分といったことから、沖合施設による対策を行っております。また、和木波子工区については、護岸工事を他事業で既に実施しております、その状況でも越波が発生していることから、沖合施設による対策を行っております。また、地元からも景観へ配慮した工法が求められており、現在の計画となっております。

続きまして、5)番、人工リーフの設計条件が知りたい、また、気候変動の影響がないかといった趣旨の御質問につきましては、まず、設計条件につきましては、和木波子海岸では設計沖波として北西から波の高さ9.8m、周期12.8秒を設定しております、これに地形や人工リーフによる減衰を計算し、その高さや幅を決定しております。基準につきましては、国の基準を用いております、海岸保全基本計画の手引であるとか、海岸保全施設の技術上の基準・同解説などを用いて設計をしております。

気候変動の影響につきましては、令和2年に国の方針が示されたことを受け、全国的に各県で方針を検討している状況です。島根県におきましても、現在検討を開始した段階でありまして、個別事業での検討はしておりません。宿題に対する回答は以上になります。

○（会長）ありがとうございます。

では、担当委員、今の宿題の回答について何かありますか。

○（委員）技術的なことを質問したものですから、先般19日に、直接私の事務所へ来ていただいて、細かく説明を受けました。今日、全部お話しすると長くなるものですから、皆さんが分かるよう要点だけお伝えをしようと思います。

○（会長）お願いします。

○（委員）まず、5年前に会長も現地見ておられます。非常に懸念に思われたのが、この事業は侵食を守るのか、砂浜を造るのかということが曖昧だということ。それから、特に西のほうの石見海岸は非常に砂がたまっております。これは施設が何もないけども、たまっておる状態。また、東に向かって、人工リーフを置いて、砂がたまる検証を年々されて

おります。航空写真で見ると、確かに設置された人工リーフに砂床が、砂浜じゃなくて、水面より下ですけども、そこに砂だまりができて、計算をしてある波を抑える程度の深さが維持されているという状況です。波の高さが9.8m、これは波の一番へこんだ部分と高い部分ですから、水面から9.8mではありません、これが12.8秒間隔ですから、相当うねりを伴った、北西の波で、設計値とか構造計算については国が基準を示しておりますので、そのとおりやっただけがいいと思います。海岸線の市道とかJR線を波が洗わないということがこの事業の主目的です。地元が要望するから、景観に配慮した人工リーフで白砂青松、こういう林にしたいとかは無理だと思いますし、それで、真島という突き出しとの挟間にあるのですから、北西の波が来たときに、ここで極端に渦を巻くような状況だと、せっかく人工リーフにたまったものが沖へ吸い出されるという懸念はまだ持っております。

先ほど、この水深の図面が配られましたけども、沖のほうは確かに赤く深いです。ちょうど真島沖がぼつんと深くなっていますよね。あれが悪影響して、荒波のときにせっかくたまった砂を払い出すのではないかと考えております。それで、前回の委員も、侵食防止で市道とかを守るなら、コンクリート構造物は考えられないのかという意見も議事録の中に残っております。確かに消波堤を積むと砂だまりが、稲佐の浜であちこち見ても、確かにできております。ということは、向こうへ吸い出す力が止められて、波は向こうへ帰るけど、砂だけは残るというシステムなわけです。この赤の深いところへ、景観に配慮して目的を達成しなかったという事業では、意味がないと思いますので、景観に最大限配慮しながらでも、ここに消波ブロックが必要でないかなということは今も思っております。

ただ、この事業は25年と非常に長い期間でございますので、前回も国土技術政策総合研究所のアドバイスを受けながら検討して、設計変更は可能という答弁がされております。

今回、砂浜を造るのではなくて、養浜でこの護岸を守ることについては、全委員に御認識をいただきたいと思います。海面上昇については今検討を始めたということですが、計算の方法が、海面とこの人工リーフの高さが問題なわけで、高さがいかほどあれば、この図にある波が抑えられるかということになると、水面が変化すると変わってきますので、人工リーフのかさ上げに加えて、この赤いところに、水面から出た消波ブロックが必要でないかなということを思っております。具申の最後のところは、適時、施工等の効果の検証と得られた知見により、適切な計画として遂行されることを条件に継続すべきと、こういう収めにしましたので、委員の皆さんの御理解をいただきたいと思います。

○（会長）ありがとうございます。

私からも、担当委員の話聞いて質問したいのですが、その観測結果によっては、前回の具申にあったように、護岸を造らないといけないとか、計画の変更というのはあるのでしょうか。

○（河川課）現在もモニタリングのほうは継続でやっております、今のところ養浜したところについては、特に侵食傾向はないと判断しております。事業が続いていますので、今後もモニタリング結果を見ながら、必要に応じて検討していかないといけないのかなと思っております。

○（会長）では、ほかの委員の皆さんからは何かないでしょうか。大丈夫ですかね。

それでは、観測と検討を続けていただくということで、継続ということでいいでしょうか。

〔一同同意〕

○（会長）あと幾つかありますが、ここで休憩を入れましょうか。10分ほど休憩したいと思います。今14時51分なので15時1分まで、休憩しましょう。

〔休 憩〕

【宿題返し、対応方針の決定 砂防課関係】

⑫防災安全交付金事業 迫谷川

○（会長）次は砂防課の迫谷川からお願いします。何か宿題等の返答があるでしょうか。

○（砂防課）迫谷川については、特にありません。よろしくお願いします。

○（会長）それでは、担当委員から何か意見がありましたらお願いします。

○（委員）対象事業区の下流には避難所の小学校があるということで、避難所、避難所に至る経路の安全確保ということで、防災対策の推進に寄与する事業だと考えております。既に進捗率90%となっており、B/Cも5.47と比較的高い事業ですので、このまま継続して早期の事業の完了というのを望まれると判断しております。

○（会長）ありがとうございます。

ほかの委員の皆さんから御意見ないでしょうか。

それでは、県の方針、継続のとおりでよいでしょうか。

〔一同同意〕

○（会長）次も砂防事業ですけれども、3つ一緒にやっっていこうと思います。

まずは、宿題の回答からお願いします。

○（事務局）宿題の整理番号の12番、砂防事業で交付金事業から補助事業に移行した3つの事業についての質問でございます。左側にいろいろ書いてはありますけれども、それを整理しまして、右側の緑のところを書いてある5つの質問にまとめさせていただきましたので、今回この5つの質問に対してお答えさせていただきます。

砂防課のほうから説明させていただきます。

○（砂防課）それでは、回答を述べさせてもらいます。まず、1番で新規事業の審査を再評価委員会に任せているのではないかという質問です。これについて、砂防事業の13番から15番の事業間連携砂防等事業ですが、令和1年、令和3年に新規事業として個別補助事業に移行した現在継続中の事業でして、今回は当該事業の事業期間を延伸して継続するという県の対応方針に対して、再評価委員会に意見を求めるものと考えております。よって、新規事業の審査は既に終えておりまして、今回はその再評価として審議いただきたいというところです。

○（事務局）2番、砂防事業13番から15番を再評価委員会で審議する根拠、それと、県の要綱の社会情勢の変化等により知事が必要と認める事業で、再評価を行う理由についてということですが、これは県の再評価実施要綱を所管しています事務局のほうから説明したいと思います。

まず、別添資料の右上に、資料12-1の5ページを見ていただきたいと思いますが、これが、砂防事業を所管する国土交通省の再評価実施要領になります。あまり時間もありませんので、この実施要領についての説明は省略しますが、ここに先ほどの3つの砂防事業をこの委員会で審議する根拠が書いてあります。この国の実施要領の規定に従いまして、本事業を所管する国土交通省が今回の審議対象の3つの補助事業の実施期間を延伸するに当たっては、国が再評価を実施する必要があると判断したということで、本事業の事業主体である島根県が再評価を行う必要が生じたということになります。要するに、この3つの事業を所管する国の規定に基づいて、事業工期を延伸する補助事業については再評価しなさいと、その必要があると国が判断されたということで、今回再評価を行っているということです。

それで、添付資料の12-1の11ページ、このA4版横ですけども、これは島根県公共事業再評価実施要綱になりますけども、その他の第7条に再評価の対象とする事業が国庫補助事

業の場合にあつては、この要綱に定めるもののほか、当該事業の所管する省庁、ここでいうと国土交通省になりますが、国土交通省において策定された当該事業に係る再評価の実施に関する規定に準ずるものとする規定されております。よって、今回の案件は県の要綱には定めがないですが、国補事業については国の規定に準ずるとなっていますので、国の規定に準じて今回の3事業については再評価を実施するという事になったということになります。

これまでも、この県要綱の第7条の該当事業につきましては、2条にあるように、社会情勢の変化等により知事が必要と認める事業に含めて再評価を今までもやってきておりまして、今回も同様の扱いで、この社会情勢云々の事業で行っているということになります。

県の定めている社会情勢の変化等に云々という事業について再評価を行った事業は、近年5か年で5件ありまして、この第7条の該当する事業は3件ありました。

それが、めくっていただきまして、12ページの下の方にあります。社会情勢の変化等の事業で5件実施していて、そのうち3件は国の規定に準じて再評価を県の方で実施しているというものになります。こういった理由で国の規定に準じて、県でその事業の再評価を行っているということになります。

12ページの上段に、再評価の対象となる模式図をつけていますが、青の矢印が、基本的に一般的な再評価の実施時期です。左からいきますと、事業採択後5年経過して未着手の事業、その次、採択後10年経過の継続事業、再評価実施後に5年ごとに行っていくということですので、矢印が4つ描いてあります。普通はこういった時期に実施していることになります。

今回のようなケースにつきましては、赤の破線で矢印がありますが、これは県で行う一般的な対象事業以外のもの、社会情勢の変化等により知事が必要と認める事業でやっている事業の時期になります。注目をさせていただきたいのは、ちょっと上のほうに、5年継続、国、括弧という、赤の破線の矢印があると思いますが、これは県の考えでいくと10年経過した継続事業になりますが、国は採択後5年経過の継続事業、国の基準によると5年経過した継続の事業も対象としているということになっていますので、県においても、補助事業の場合は5年ごとに再評価を行うようなことになるということになります。ちなみに、下の表の令和元年県営住宅整備事業、これが国の対象事業、国の規定に準じた、県は10年だけど、国の規定は5年ということになっていますので、5年経過した事業をこの委員会で再評価したということになっております。こういったことで、今回の事業も国の規定に準じ

て実施することになったということです。

今後こういった、国の規定に準じて5年経過した事業についても再評価を行うようなケースが出てくると思いますので、その際はよろしくお願ひしたいと申ひます。私からの説明は以上になります。

○（会長）今のお答を聞いて、委員の皆さんから何か疑問点等あれば。

お願ひ申ひます。

○（委員）社会情勢の変化というのは、具体的にはどう申ひことでしょうか。

○（事務局）県の場合は、総事業費が大幅に増加したり、大きな状況の変化があつて、これは再評価にかけたほうがよいのではないかと申ひ場合はかけています。今回のように国の条件に当てはまる場合も、今までも社会情勢の変化として県の再評価にかけています。

○（委員）一般的に経済で物価が上がつたとか、そういうような変化が大きいってこと、そういう捉え方ですか。

○（事務局）県で申ひ社会情勢はそのような感じの捉え方です。先ほど申ひましたように、国では継続事業で5年経過した事業も再評価の対象として申ひますし、今回は、砂防事業で事業工期を延伸する場合、そういう場合も国は再評価をかけるという判断をしたということで、それについても、県の要綱の第7条に基づいて県で再評価することになって申ひます。その場合も社会情勢の変化として県で再評価を行うということ申ひです。

○（委員）分かりました。

○（会長）私も疑問があるのですが、なぜ新規事業に乗り換えると再評価にかけるのか、分からないです。

○（事務局）今回、乗り換えて再評価にかけるのではなくて、乗り換えた後に継続する事業の工期を延伸するのに、国から再評価をかけてくださいという指示があつたので、かけたということで、乗換えで再評価を行ったというわけではないです。

○（会長）継続するなら、5年目でもよかつたのではないで申ひしょうか。各事業は採択されて5年目となっているのではないで申ひですか。今、対象になっている3つの事業は、その条件に当てはまるの申ひですか。

○（事務局）国の継続事業で5年経過した条件ではなくて、今回は事業工期を延伸するという申ひことで、国が、延伸するなら再評価をかけてくださいという申ひことで、今回再評価を実施するということ申ひです。

○（会長）なるほど。どうしても延びて申ひしまうので、再評価をしないといけなくなつた。

- （事務局）そういうイメージです。
- （会長）何となく理由があんまり腑に落ちないというか、納得できない感じがあります。社会情勢は別に何も変わってなくて、何か取決めの都合でそうなったように思えます。
- （事務局）今までも、こういった場合は社会情勢の中に含めて再評価を実施しておりますので、今後も同様をお願いします。
- （会長）12ページの事例だと、やはり事業費が大きく変更になる、物価が上がって事業費が変わるっていう社会情勢に従うものが、理由になっていますよね。
- （事務局）そうです。そういうものもあるし、国の規定に準じたものもあるということです。
- （会長）国は、取りあえず継続したかったら、再評価しないと駄目ですよと言ってきたわけですね。
- （事務局）そういう判断されたというところです。
- （会長）そういうふうに言われたということなら、これは仕方ないなと思います。そうじゃないと事業が止まるわけですね。
- （事務局）そうです。
- （会長）あと1年、2年はできたとしても、最後まではできないってということですか。
- （砂防課）砂防課です。来年度引き続きやる場合、今年度再評価を受けて継続するというように言われているところです。
- （会長）そのように言われているということなら分かりました。多分、それを今日初めて聞いたような気がします。
- （事務局）県の要綱の第7条については、あまり説明はしていなかったと思います。失礼しました。
- （会長）私は何となく分かりましたが、ほかの委員の皆さんどうでしょうか、よいでしょうか。
- どうぞ。
- （委員）今御説明いただいたので、確認というか、私の理解が正しいかどうかを教えてくださいたいのですが、事業が延伸するというところで、そのタイミングで再評価しなさいということが国から来たということですね。もともとの計画が延びるからということ、もともとの計画どおり終わらない、少し見通しが甘かったから、それをそのまま続けるのだったら、そこで一旦、再評価しなさいということによろしいですか。

○（事務局）そういうことです。

○（委員）分かりました。

○（会長）ほかに何か聞いておきたいこと。

お願いします。

○（委員）私の認識では、再評価委員会というのは、5年ごとにこの事業が目的どおり順調に進んでいる、続けるのが妥当なのかを審議する場と理解しております。例えば、残事業費とか、残った工期などに対しては特に審議はしなくてよいが、この事業費では終わらなくなったというときには、国は、増額された予算について再評価をかけるべきと言っているのですか。

○（砂防課）砂防事業の関係でお答えをさせていただきますと、それに対しては今のところ求められてないという状況です。

○（委員）残された工期、事業は今、再評価委員会では審議しませんが、再評価委員会が、この事業はいろいろな意味で進めるべきだということが評価されていれば、その後の金額の調整、工期は審議しなくても進められると解釈していいのですか。

○（委員）例えば、この場では、いろいろな現地を見て、この事業は確かに有効で継続すべきだという判断しますが、大幅に事業費が上がって、B/Cも影響してきますが、そのB/Cが出ないのに、そんな高額な事業で終わらたらいけない、事業費が上がって、示された事業費で終わらないときには国に追加要求すると思いますが、そのときには再評価は要らないのですか。

○（委員）事業工期も超えるけど、事業費も上がりますよね。

○（事務局）今国から言われているのは、事業工期を延伸する場合については、再評価にかけますということだけです。

○（委員）事業費は関係ないということですか。

○（事務局）事業費はそれに付随しますけど、それも含めて、この再評価委員会で継続というのを審議してもらおうということです。妥当なのか、継続で妥当なのかということ審議することになります。

○（委員）分かりました。

○（会長）やりかけている事業をやめるというのはないと思いますが、全部途中ですよ。今の手続と段取りで、再評価委員会でこのまま評価し続けてよいのでしょうか。説明はつきますかね。この再評価委員会で諮るといというのは一応の説明はついていますよね。

○（委員）それは分かります。

○（事務局）それでは、今後これで進めていこうと思います。

○（会長）何か、どこか、つながりが1、2個足りないような気はしますが。それでも、再評価委員会で評価しましょう。よいでしょうか。

〔一同同意〕

⑬事業間連携砂防等事業 中原谷川

○（会長）次に砂防課事業間連携砂防等事業 中原谷川について、何か宿題はありますか。

○（砂防課）中原谷川としての宿題は特にありませんでした。

○（会長）では、担当委員から何か意見をお願いします。

○（委員）災害のときに、この地域の人たちは雨が降る度に不安な気持ちで寝られないと思います。実際、山の近くに住んでいる人にお聞きすると、やはり豪雨のときは洋服を着て寝ているみたいな、それだけ恐ろしいと思います。できればそこの地域から出ていきたいという話もよく聞きます。だから、一日も早くこの事業を終わらせてあげたいと思います。以上です。

○（会長）ありがとうございます。

ほかの委員の皆さんからは、特段御意見ないでしょうか。

〔一同同意〕

⑭事業間連携砂防等事業 湯屋谷川

○（会長）引き続き、湯屋谷川について、砂防課から何か。

○（砂防課）湯屋谷川ですが、12番のところで意見をいただいております、回答は、4と5のところに書いております。これは、湯屋谷川の現地調査で説明も行ったところで、期間の延伸理由として、市道の付け替えにおける関係者、関係機関との調整や設計に時間を要したということで現地説明させてもらっていますが、経緯をもう少し説明してくれということだったと思います。

経緯ですけど、12-2の資料の13ページ「湯屋谷川事業間連携砂防等事業の再評価を受ける経緯について」で説明させていただきます。

湯屋谷川につきましては、全体としては平成13年度に事業着手して、平成15年度から26年度に上流の堰堤を造っております。平成26年度以降に1号堰堤、2号堰堤、下流の堰堤と、

溪流保全工を順次整備する計画としておりました。

下に模式図をつけていますが、事業着手してから10年が経過したところの平成22年に一度再評価を受けております。さらに5年後の平成27年度に再々評価のほうも受けております。現在工事中の1号堰堤ですけど、平成26年度から令和2年度で完成させる計画でした。平成30年度末に国の個別補助事業が創設されましたので、それに、全体計画から単純にこの1号堰堤の工事のみを切り出して、国の新規事業採択時の評価の手続を経て、事業間連携砂防等事業として、事業採択を受けて工事をしているところです。

下の模式図でいいますと、令和元年のところからその部分だけを切り出して実施しているというところになります。1号堰堤を実施したところ、市道の付け替え工事であるとか、溪流保全工の施工ヤードの確保ができないことが判明したために、事業期間中に、それらを含む計画に変更して事業を継続しておりました。令和2年度が当初の事業期間とっておりましたが、引き続き令和3年度、令和4年度も国の補助金は交付されておりました。また、その市道に関し、協議に係る調整にも時間を要しておりまして、令和7年度まで事業延伸する必要が生じたというのが現在の状況になります。その上で、令和4年度になって、国から事業採択時の事業期間を延伸する場合は、国土交通省所管の公共事業の再評価実施要領にある社会経済情勢の急激な変化等により、再評価の実施の必要が生じた事業として、国の再評価を受ける必要があるということを示されまして、それで、今回再評価をかけているところです。これが湯屋谷川の経緯になります。

それから、回答一覧に戻って話をさせてもらいますと、最後、5番で、湯屋谷川の工事内容の追加について、国の了解を得るために再評価委員会のお墨つきをもらおうとしているのではないかという疑問があったかと思います。これについては、先ほどの説明させてもらったように、溪流保全工とか付け替え市道の工事を含めた全体計画は、既に国と協議して了解を得られておりまして、そこから1号堰堤だけを切り出して実施しているところで、今回この再評価委員会にかけることは、工事の追加についてのお墨つきをもらうということではないと考えております。

以上、湯屋谷川に関する質問と回答でした。よろしく申し上げます。

○（会長）ありがとうございます。

では、まず、担当委員から御意見下さい。

○（委員）湯屋谷川は、先般、現場へ皆さん方と一緒にいかせていただきまして、現場の状況はよく分かったということでございます。先ほど、この審査に上げるのがどうかと

いう御説明がございましたけど、要は工期が延びたので、再度評価して、本当に継続してもいいのかという確認をしてくださいということだろうと思っております。湯屋谷川というのは、上流部を湯屋谷川といいまして、下流に下りてきますと湯屋川という名前に、名称変更になります。今回ダムが造られるところは上流、いわゆる山の際を走った谷川です。湯屋川は、ここにも書かせていただいたのですが、今までもずっと下流は悩まされていたところがございます。現在は、宍道湖側の下流から河川の拡幅改修が進んできて、今やっ平田地内へ入ってきているという、問題の川でございます、その根源は湯屋谷川でございます。問題の一番のポイントのところですが、また、令和3年の山陰の水害で、出雲地方でも大きな災害が発生したところでもありますので、ここに書かせていただいたとおり、ぜひ継続ということで、早く改修していただきたいと思っております。以上です。

○（会長）ありがとうございました。

早急に完成していただきたいということで、継続でよろしいでしょうか。

〔一同同意〕

⑮事業間連携砂防等事業 上横立下谷川

○（会長）引き続き、上横立下谷川について、砂防課のほうから宿題への回答はありますか。

○（砂防課）上横立下谷川ですけど、15番のところで質問をいただいております。

4点ありまして、まず1つ目が、しまねグリーン製品の活用があれば教えていただきたいということですが、グリーン製品の活用はありません。補足で説明をさせていただきますと、グリーン製品をもしここの現場で使おうとすると、排水構造物になりますが、いわゆる水路として工場で作られた製品を入れることになります。これがフライアッシュを使った製品になりますが、西部のほうで生産されてなくて、なかなか使えないというのが実態としてあります。

それから、間伐材、県産材の利活用があれば教えていただきたいということです。これについては、工事の際に島根県産材を使用した木製の掲示板であるとか、看板、バリケードを使用しているところですが。

それから、元の事業費が幾らで、事業継続に際してどういった理由で事業費の追加がどれほど発生したのかというところですが。これは、当初の事業費というのは1億であります。事業期間中の短い間ですが、労務費とか主要単価の上昇であるとか、それから、残土処理

費のほうが増加したということで、そういった事業費の精査によって増えているということころです。

それから、再評価対象の経緯について詳細を教えてくださいということですが、これについては、先ほどの共通で説明させてもらったところではありますが、事業期間が延びるということで、それに対する延伸のための再評価というところになります。延びた理由としては、コロナウイルスの蔓延等で県外在住者の地権者との交渉が難航したりとか、掘削土の残土処理場の地元調整に時間を要して、延ばす必要があったということになります。以上になります。よろしくをお願いします。

○（会長）ありがとうございます。

担当委員のほうからお願いします。

○（委員）継続と書かせていただいているのですが、実際には先ほど皆さんもおっしゃっていますように、今までつぎ込んできた事業費ですとか、今後の安全だとか安心を考えますと、継続しないはないと思いますが、疑問点が結構たくさんあって、お聞きした以外のこともお聞きしたいです。先ほどから国の規定に基づいて再評価委員会にかけている、工期の延期ということで、特に事業費の膨らみではないというお話がありましたが、この事業はもともとの事業費が1億円で、実際にこちらに出してらっしゃるのは1億8,900万円ということは、約1.9倍、ほぼ2倍に近いということになります。事業費が2倍になっているというのは、私たちは小さい金額ではないと思います。2倍に事業費がなるというのは、あまり考えられなくて、先ほども理由を社会的情勢というのがメインでいろいろ語られてきたと思うのですが、今回の場合、特に残土処理とか、県外に地権者がいらっしゃるとか書いてありますが、それが、約1億円近いものが倍ぐらいになっているということが、素人的に全く理解ができなくて、その辺りを、少し詳しくお聞きしたいなと思います。今まで何年か再評価委員をしていますけど、この事業費をあまり注視してこなかったのだと思います。こちらの事業費が、新たに再評価された後の事業費で、それ以前の事業費をいただいていたと思うのですが、その辺は何かうまく見せていらっしゃるといふか、その辺も公表したほうがいいのではと思います。今回は、お聞きしたのももちろん教えていただいているのですが、ほかのところは見えてきていないのではないかなと思っていて、何かその辺を伝えたほうがいいのではないかなと思ったのと、今回の場合、約1億円というその差額が出てきた場合には、その事業費はどこから出てくるのですか。いろいろな事業がいろいろな主体からだったり、補助金だったりだと思いますが、その埋め合わせ

はどのようにするのかというのは、一県民として考えた場合に、それがもし税金だったら、先ほど最初の見積りが甘かったというお話も出ていたのですが、甘かったでは済まされる範疇ではないのではないかなというふうに感じましたので、その辺りのところもお聞きしたいというところです。

○（会長）ありがとうございます。

それじゃあ、事業費の増えた経緯等を説明していただけますか。

○（砂防課）先ほど説明したとおりしか、今は手元には持ち合わせていません。なかなか難しいところで、正直なところ言われるように、最初の見積りが甘いと言われれば、本当にそれまでなのですが、加えて、想定していなかったものが出てきているというところが実態です。

○（会長）それで、大きな変更になったときの手続というのはどのようにされているのでしょうか。予算が倍になりましたというのは、どこかで認めてもらわないといけないですよ。

○（砂防課）はい。その認めるというところに関していいますと、今回の事業の場合、湯屋谷川のところで説明させてもらっていますが、全体計画がもともとあって、そこから切り出しているところですが、そこが甘かったというのが、まず言えるところであります。その事業費が変わることによって、認められる、認められないというところの判断があるとなれば、まず、国の補助事業でいえば、補助の要求等で行っているというところになります。

○（委員）それでは、国の補助事業でしたら、国に要求すればこの増額した事業費は国から100%出てくるという認識でよろしいのですか。それでしたら、ちょっと変な言い方ですけど、島根県に事業費を皆さんの御努力で持ってきていただいているという見方もできると思っていて、あまり違和感がないというか、いろんな関係の方の御努力で、そういった形で島根県に国の公共事業費をより持ってきていただいたという感じがします。しかし、言ったもの勝ち的な、事業費が増えましたよということで、それが簡単に認められて再評価されるものでしたら、割と簡単に税金がそちらの公共事業に流れているという感じがしまして、その辺りをより詳しく知りたいなと感じています。

○（砂防課）補助事業としては、第1回の委員会の際に、事業費負担割合一覧表を配られたと思いますが、100%が国のお金ということではなくて、今、砂防の関係でいけば、半分が国庫補助のお金、半分が県の負担ということになるかと思えます。

○（会長）資料の全体の3ページですね。

○（事務局）そうです。再評価地区一覧というインデックスがあって、その全体3ページに負担割合が書いてあると思います。

○（会長）この地区では50、50ですね。

○（委員）ありがとうございます。

今後、先ほどお伝えした、もともとの事業費というのは表示していただける感じですか。この場合ですと、今1億8,900万円というのは書いてありますが、もともとの事業費1億円というのはこちらのほうには出てきてないですが、その辺りも表になっているといいなと思います。

○（事務局）事務局からですけど、今まで再評価を受ける時点の総事業費で、それに対してB/Cを出しているということもあって、現在の総事業費だけしか出していないですが、今後は当初の部分の事業費が分かりたいということであれば、当初の総事業費も合わせて記入するということにしたいと思います。

○（会長）これでより分かりやすくはなると思います。

○（委員）ありがとうございました。

○（会長）お願いします。

○（委員）担当委員からの質問は大変重要なことだと思います。土木工事は大体変更がつきものです。建築だと地上の上に建てるから、大体設計すれば、材料が上がったから、大工賃が上がったから、いくら増額なりますと分かりやすいですけど、土木だと、掘ってみたら岩盤が出なかったとか、掘ってみたら軟らかい層が出てきたなどにより変更することで、事業費が上がっていきます。だから、言われるように、採択時は総事業費がいくらで、工期を何年と定めていて、次、10年後に初めての再評価が来ますよね。今この時点では、いろいろな変更を加えて、事業費がここまで上がっていると、工期も当初はこうだったけども、少し延びそうですという前置きがあって、この事業の再評価をお願いしますという資料が欲しいなということでしょう。このまま順調に終わりそうなのか、まだ事業費が上がる余地があるのかということが事前に分かることがあったらありがたいという意味ですから、私もあったほうが良いような気がします。

○（会長）これは対応可能でしょうか。

○（事務局）先ほど言いましたように、当初の総事業費も、今度、対応方針案の中に入れてたいと思います。今までもそういった総事業費が増えた理由等についても、ここには書

いていますが、それでなかなか分かりにくいということもありますので、追記したいと思っています。

○（会長）では、来年はこれを改善していただくということで。

では、この地区の事業については、担当委員、継続でよいでしょうか。

ほかの委員の皆さんもよいでしょうか。

〔一同同意〕

⑩防災安全交付金事業 元町人麿線外1線 新高角橋工区 外1工区

○（会長）最後ですね、都市計画課のほうから、宿題への回答などがありますか。

○（都市計画課）都市計画課のほうから質問についての回答をしたいと思います。

資料は追加資料の回答一覧表の13番と16番になります。

まず、13番のほうから、別添資料の資料13を併せて御覧ください。質問の内容としましては、当該路線の渋滞状況の資料が欲しいということで、事業の概要から若干補足させていただきますと、今見ていただいている資料、上に高角橋と書いておりますが、これが現在の主要地方道益田阿武線でございます。この高角橋が、写真にありますように、幅員が狭くて、大型車同士の離合ができないということ、また耐震性がないということで、その上流側にひとまる大橋と書いておりますが、ここにバイパスを整備する事業を行っているものであります。

当該路線の渋滞の状況というのは、図の写真箇所ということで丸をしておりますが、ちょうど高角橋付近から東方向に向かって写真を撮影しております、須子町と四角で囲ってあるところがありますが、ここが国道9号との交差点でございます、ここまでが渋滞をしているということで、写真を撮ったものであります。この写真から、この地図上で現地状況から推定しますと、渋滞区間が260mということでございます。あと、補足しますと、今、国、県、NEXCO等と島根県交通渋滞対策部会というものがあまして、その中で島根県の主要渋滞ポイントというものが選定されておりますが、ここの須子の交差点も島根県内の主要渋滞ポイントの一つということでございます。

続いて、資料をめくっていただいて、3ページ、整理番号16番になります。まず、しまねグリーン製品の活用があれば教えていただきたいということで、現在まで完了している工事につきましては、グリーン製品の活用はありませんが、今後工事する箇所につきましてはグリーン製品の活用を検討したいと考えております。

続いて、②としまして間伐材、県産材の利活用があれば教えていただきたいということで、今年度計画している工事におきまして、島根県産材を活用した木製看板やバリケード等の使用を計画しております。

続いて、③の元の事業費が幾らで、事業継続に際してどういった理由で事業費の追加が発生したのかという質問でございます。事業採択年次で算出した事業費は43億円になります。事業費増となった主な要因としましては、労務費、資材単価、あと消費税の増加などが、まず一つあります。

続いて、この図面を見ながら、先ほどの資料13を見ていただきまして、今回工事をする近くにJR山口線が走っておりまして、工事をする中で、JR線の軌道に影響しそうな地盤の変異が出たということで、それに対する対策に費用を要したこと。

また、この地図上で高津川の右岸側の上流に工場があると思いますが、ひとまる大橋の工事箇所付近に井戸があり、井戸から取水して工場で利用されているということがありまして、その水質観測ですとか、そういう対策に費用を要したということでございます。

あと、河川内工事で発生した濁水への対策ということで、今回、一級河川の中で工事するというところで、当初、盛土形式で計画していた仮設形式を、河川に濁りが生じたことによって仮設橋形式に変更したり、またどうしても非出水期中に仮設の撤去をしないといけないということで、安全性に加えまして施工性のよいものを採用したというようなことで費用が上がったものでございます。

そういうことが積み重なりまして、事業費が上がったということでございます。

続いて、④の工期が長いと人口の減少や車両の減少が見込まれる。そのような社会情勢の変化をどのように捉えておられるのかお聞きしたいということでございます。これにつきましては、御指摘のありましたとおり、将来的には人口減少や車両、交通量の減少が予想されますが、当路線は災害時における緊急輸送道路として、防災対策機能を担う路線であるため、耐震性能が不十分である高角橋の代替路線としての必要性や、通学路の安全確保の必要性といったニーズは事業採択時から変化していないものと考えております。説明は以上になります。

○（会長）ありがとうございます。

担当委員、どうでしょうか。

○（委員）詳しい御説明ありがとうございました。

先ほどの説明と絡めて、委員からもアドバイスをいただきましたが、こちらも事業費が、

偶然かもしれませんが、約1.9倍になっていますが、公共事業でしたらごくごく普通のことということですか。

○（土木部次長）普通というと、ちょっと語弊がありますが、先ほど委員がおっしゃいました、事業採択のときは、一般的にはまだ地質とかを調査する、そのお金もまだ事業採択されていませんので、例えばこの橋の場合は、事業採択した後に地質を調査して、本格的な設計をしていくという段取りの中で、特にここは橋脚の下にニューマチックケーソンという、ちょっと特殊な高価な工法が必要になったり、それから、陸上部の橋も、地質調査はしていましたが、現場に入ったら、委員が言われたように、非常にごろごろとした石がたくさん出てきて、想定していた杭が入らなくて規格を変えたとか、そういったことで変更増になるということはいくつかあります。

なるべく増にはしたくはないですけど、最初に事業採択するときには一般的な価格で算定せざるを得ない状況があります。それと、あと補足ですけど、近年労務単価も非常に上がっておりますし、それから、資材単価が急激に上昇しております、世界情勢とかいろいろなことで、セメントにしても、アスファルトにしても、いろいろなものが上がっておりますので、今後はそういうことに伴う事業費増というのも心配をしているところでございます。以上でございます。

○（委員）ありがとうございます。岩盤等の目に見えないところの影響ということが、よく分かりました。

今回、どの事業もそうですけど、再評価にかかっているもので、どれも工期が長いですが、その分、安全安心がなかなかすぐ実現できていないというのがとても気になるところです。その辺りはなかなか予算とか、マンパワーが足りないとかで、どうしてもそういうことになるということですか。この事業が始まってから現在までどのくらい人口と車両が減っているかを計算してみたら、両方とも約10%減っていて、そのくらい減っているということは、始まった頃に比べたらかなり減った感じがしました。私は、ここをよく通りますが、20年前に比べたら、今はかなりスムーズになっているように感じていまして、せっかくお金をかけるのであれば、スムーズに事業が進捗していくことが、より県民の利益にもなるのに、なかなか難しいと感じた次第です。いろいろ難しい面があると思ったので、その辺り、何が改善できるのかよく分からないですけども、よろしくお願いします。

○（会長）ということで、担当委員、方針を継続と認めてよいですか。

ほかの委員の皆さんもよいでしょうか。

〔一同同意〕

○（会長）以上で全箇所の方針が決定しました。

皆さん、いろいろ議論を活発に交わしていただいて、総括意見の材料がたくさんできました。それを基に意見具申をします。今日、私は仮のものを書いてはきましたが、また書き直して総括的意見を完成させます。

（２）その他（今後のスケジュール）

○（事務局）議事次第の5ページのスケジュール（案）を御覧ください。

次回ですけれども、第4回委員会は11月21日、月曜日に開催します。それで、知事への意見具申について御審議いただいて、委員会として最終的な意見として意見具申の内容を決定していただくこととなります。各委員さんにおかれましては、既に、今日意見具申の暫定案を提出して、今手元にあると思いますけれども、本日の委員会の審議内容を踏まえまして、修正、追記していただいて、10月31日、月曜までに事務局のほうへ修正したものを提出していただきたいと思います。提出はメールでお願いいたします。そのいただいた意見具申を取りまとめて、また会長のほうへ11月8日までに送ろうと思っています。先ほど言われましたけど、会長が総括的意見をまとめていただいて、11月15日までに、こちらのほうへ提出いただきたいと思っております。時間的にあまり余裕がなく、皆さんに御負担をおかけしますが、よろしく願いいたします。

それと、本日の追加の意見として、当初の事業費を対応方針案のほうに入れ込むということと、あと、増額になった理由などを丁寧に説明するというごこととお受けしたと思っております。以上になります。

○（会長）そうですね。この会議にかける理由と予算が増えた話をするのもいいですね。

○（会長）それでは、委員の皆さんには担当箇所の執筆、修正をよろしくお願いいたします。

本日予定されていた議事は無事終了しました。御協力いただきありがとうございました。以上です。

○（事務局）会長、委員の皆様、長時間にわたりまして熱心な御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

繰り返しますけれども、第4回の再評価委員会は11月21日、月曜日に行います。場所は、

今度は松江ニューアーバンホテルの湖都の間で行いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。次回が最後の委員会となりますので、御出席のほどよろしくお願ひします。

それでは、これもちまして第3回の公共事業再評価委員会を終了させていただきます。本日は大変お忙しいところ、ありがとうございました。

5. 閉会

以上